

第一部 質疑応答



第一章 農業委員と推進委員の共通事項について

委員の定数

〔問1〕 農業委員と推進委員の定数について、上限又は下限を定めてもよいですか。

どちらも望ましくはありませんが、最終的には市町村や農業委員会の判断事項であり、定められないということはありません。

〔解説〕

条例で委員定数を定める趣旨が、議会において、当該市町村の状況（農業委員・推進委員の業務量、財政負担等）を踏まえ、適切な委員数を定めることであるという点に鑑みれば、条例において上限や下限を定めるのは適当ではありません。

しかしながら、定数条例では上限又は下限のみを定め、①農業委員の場合は個別の委員任命の議会同意にあたって農業委員数が適切であるかどうかも含めて議会として判断する、②推進委員の場合は個別の推進委員の委嘱にあたって推進委員数が適切であるかどうかも含めて農業委員会が総会で審議し判断する——ということであれば、差しつかえないと考えます。

ただし、農業委員の下限人数については総会での議決が委員の過半を要するので二人以上が必要、中立委員が一人以上含まれる必要があるなど、他の規定をクリアする人数でなければなりません。

委員の推薦・募集手続

〔問2〕 農業委員と推進委員の推薦・募集の手続は同時にできますか。

同時に行うことができます（規則第四条第一項）。また、同一の者が、同時に農業委員及び推進委員に推薦され、又は応募することができます（規則第四条第二項）。

【解説】

農業委員と推進委員の推薦・募集の手続を同時に行うことができるとされているのは、地域等での被推薦者の調整の円滑化を図るためです（「農業委員会法の解説（改訂九版）」p.43）。

〔問3〕 同一の推薦人が複数の農業委員または推進委員を推薦することは可能ですか。

可能です。

【解説】

推薦人が推薦する人数に関する制限は法令上、特に定めがありません。したがって、市町村または農業委員会の選任規定等に特別に定めがなければ、同一の推薦人が複数の農業委員または推進委員を推薦することも可能です。